一般社団法人

次亜塩素酸水溶液普及促進会議 JFK

- ① JFK 基本理念
- ② 組織図
- ③ 基本スタンス
- ④ 会員要綱と
- ⑤ 品質認証規定における各種規定
 - ・製造規定
 - 製品規定
 - ・表示規定
 - ・販売規定
- ⑥ 空間噴霧適合規定

JFK 品質認証 付則

① JFK 基本理念

一般社団法人 次亜塩素酸水溶液普及促進会議 (JFK) は 次亜塩素酸水溶液を通じて社会の衛生環境向上と安全・安心な感染防止対策に寄与し、 健全な社会経済活動をサポートすることを目的とする。

塩素の中でも弱酸性領域に多く含まれる「次亜塩素酸」を有効に利用することを通じ

- ・次亜塩素酸水溶液の有効活用
- ・ 効果効能の検証
- ・ 安全性の検証
- ・ 適切な流通・販売
- ・ ル 正しい使用方法の啓蒙
- ・ 効果効能・安全性のアピール
- ・ 物に空間除菌の有効性・安全性のアピール

の活動を通じて社会に寄与することを基本理念とします。

② 組織図 (別紙)

③ JFK に於ける次亜塩素酸水溶液の基本スタンス

JFK に於ける次亜塩素酸水溶液の定義

有効塩素濃度 500ppm 以下 pH4.5 以上 7.0 未満

の次亜塩素酸を主成分とする水溶液

2020年の新型コロナウィルス対策に於いて経済産業省の追加評価の対象となった「次亜塩素酸水溶液」は酸性側領域(pH 値 6.5 以下)の次亜塩素酸水溶液全般を対象として発表されており、アルカリ側(pH 値 7 以上)の水溶液については次亜塩素酸ナトリウム水溶液と同等扱いとする各省庁の認識であり、「次亜塩素酸ナトリウムとは明確に区別する事を標記の必須」とされている事から設定されたものである。(2021年1月27日 理事会において決定)

JFK が発行する「次亜塩素酸水溶液認証(シール)」の取得においては、次に定める 各項目に該当する事業者・製品であることを条件とします。

- 1 IFK 加盟事業者であり、かつ製造メーカー会員であること。
- 2 JFK 製造規定・製品規定・表示規定および販売規定に基づき、製造販売が適に 行われている商品である事。
 - ※ JFK では電解法・2 液混合法・非電解法・その他の製法による水溶液の差異を評価していません。いずれの製法で生成された次亜塩素酸水溶液でも、有効塩素濃度と pH 値が同じである場合、同一効果を持つ水溶液である事を前提に評価基準と致します。
- 3 製造時点で非解離の次亜塩素酸(HOCl)が主成分となる「pH5.0 以上 7.0 未満」の次亜塩素酸水溶液であること。
- 4 有効塩素濃度:500ppm 以下のもの(高濃度製品は塩素ガス発生等による注意 喚起が変わって来る為、各事業者責任に於いて製造販売をして下さい)

5 空間除菌する場合の推奨塩素濃度は 有人空間 100ppm 以下、無人空間 200ppm 以下とし、空間噴霧規定に定める確認項目をクリアすること。

④ JFK 会員要綱

<会員の分類、定義、義務>

分類1: 製造メーカー会員

定義: JFK 各規定を遵守している加盟事業者であり、次亜塩素酸水溶液を生成、または 粉末(ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム)を独自ブレンドし元売りとして活動す る事業者を JFK 製造メーカー会員とする。

義務 : ・薬機法や景品表示法等、関連する法令の遵守

- ・JFK 製造規定・製品規定・表示規定および販売規定を順守した商品の製造、出荷、を行い、販売末端の事業者まで指導に努める。(在庫管理、保管方法の指導や消費期限の宣告、商品ごとの取扱説明書添え付けの徹底等)
- ・品質および記録、流通経路に於ける販売方法、指導等に対して JFK から求めが あった際には速やかに情報開示を行う。
- ・次亜塩素酸水溶液の社会的信頼と地位を向上させるための JFK 活動に対して理解があること
- ・同一ブランドの商品であっても、個別に生成機を持ち生成、出荷を行う事業者ご とに資格を有すること。

分類 2: 販社会員

定義: ・JFK の表示規定および販売規定を遵守している加盟事業者であり、製造メーカー会員により生成された次亜塩素酸水溶液もしくは粉末を仕入れて、販売活動を主たる業務(販社、販売代理店、小売店)とする事業者を JFK 販社会員とする。

義務:・薬機法や景品表示法等、関連する法令の遵守。

- ・JFK表示規定に従った製品表示内容の確認と販売規定の遵守
- ・製造メーカー会員から指導を受けた販売方法、保管および消費期限管理、安全使用 の啓蒙等について規定を順守し、次亜塩素酸水溶液の社会認知と有用性を浸透さ せる。

・次亜塩素酸水溶液の社会的信頼と地位を向上させるための JFK 活動に対して理解があること

※以上の義務を遵守していないと認められた会員事業者は JFK を退会していただく場合があります

⑤ JFK 次亜塩素酸水溶液品質認証における

製造規定・製品規定・表示規定および販売規定

A 製造規定

- 1 次亜塩素酸水溶液の製造にあたり以下の項目を満足すること
 - ・原材料のグレードを食品添加物グレード以上のものを使用すること
 - ・原水は飲用適またはそれ以上のグレードのものを使用すること
 - ・衛生的な環境の整った場所で製造し、太陽光の直射を遮断してあること
 - ・製品容器は不純物の溶出、漏れのない遮光性能のあるものであること
 - ・作業者は衛生・安全に対して十分な知識を有していること
 - ・過剰な有機物、紫外線、温度が周辺にないこと
- 2 粉末形態の薬剤を製造するにあたり以下の項目を満足すること
 - ・信頼できる薬品メーカーから原材料を各種資料とともに取り寄せ、クリーンな 作業環境で混入等に注意して製造されること
 - ・温度・湿度・換気環境が適切にコントロールされ、作業空間に不純物のない環 境でパッケージング等の作業を行うこと
 - ・製品のパックおよび容器は不純物の溶出、漏れのない遮光性能のあるものであ り、機密・乾燥の工夫がされていること
 - ・作業者は健康であり、衛生・安全に対して十分な知識を有していること
 - ・過剰な有機物、紫外線、温度が周辺にないこと

B 製品規定

- 1 次亜塩素酸水溶液の製品規定
 - ・商品に IFK 規定の表示項目が記載され、その標記や数値が正しいこと
 - ・出荷濃度での食品製造用水(昔の飲用適)26 項目(除:塩素イオン値)の検査結果 を有すること (年に一回程度 代表的な製品の検査結果を保持しておく)
 - ・商品、容器の遮光性について紫外線遮光率を勘案した材料が使用されており、

使用容器の遮光性と消費期限について正しい説明が表記されていること。

- ・製造ロット番号、あるいは製造年月日が正しく各商品に記載され、製造記録が 整備され、出荷後2年の記録保管がある事、又は確認出来る事。
- ・商品製造時に使用される濃度測定器・pH 測定器の校正を適時行い、記録を保存しておくこと。

併せて商品の品質管理記録を保管し、JFK の求めがあった場合にすみやかに情報開示出来る事(保管期間 3 年)

1 粉末形態の薬剤の製品基準

- ・原材料の SDS について完備しておくこと
- ・商品に IFK 規定の表示項目が記載され、その標記や数値が正しいこと
- ・商品、容器の遮湿性と乾燥剤等の併用を勘案した材料が使用されており、 消費期限について正しい説明が表記されていること。
- ・製造ロット番号、あるいは製造年月日が正しく各商品に記載され、製造記録が 整備され、出荷後3年の記録保管がある事、又は確認出来る事。
- ・商品製造時に使用される濃度測定器・pH 測定器の校正を適時行い、記録を保存しておくこと。

併せて商品の品質管理記録を保管し、JFK の求めがあった場合にすみやかに情報開示出来る事(保管期間 3 年)

C 表示規定

網掛け・・・必須表示 その他・・・表示推奨

1 次亜塩素酸水溶液の表示基準

- ・次亜塩素酸ナトリウムとは別物であり、使用方法を間違わない様に注意喚起 を明確に標記する事
 - (例) 本品は次亜塩素酸を主成分とする水溶液であり、一般的に漂白剤やカビ取り剤に使用される「次亜塩素酸ナトリウム」の水溶液とは別のものですので混同しないようご注意をお願いします。
- ・製造元と製造方法及び主たる原材料が明確に記載されている事

製造元 : 〇〇 株式会社

製造方法 : 二液混合希釈方式

原材料 : 次亜塩素酸 Na・希塩酸・水道水

・製造年月日が商品ごとに記載されている事

製造年月日 : 2021年1月27日

・通常使用に於ける、消費期限の推奨が明記されている事

(消費期限の詳細については 付則第二条)

有効期限 : 製造日から3か月

開封後は冷暗所に保存し、できるだけ早く使用 してください

・出荷時の有効塩素濃度と pH 値が記載されている事

有効塩素濃度 : 200ppm (製造時)

pH : 5.8 (製造時)

- ・希釈して使用する濃度のものは希釈の目安の表記がされている事 希釈の目安・・・別表記
- ・取扱説明書による、用途に合わせた適切な濃度と希釈法が表示されている事 用途ごとの希釈の目安・・・別表記
- ・適切な保管方法や保管場所、注意書き等の説明書が明記されていること 本品は紫外線・温度・有機物接触により急速に有効塩素が分解します。特に開封後は冷暗所に保管いただき、使用期限内 にお使いください
- ・期限切れ商品の廃棄方法が明記されていること 期限切れの商品(水溶液)は台所等での通常排水が可能です
- ・塩素アレルギーや特殊体質の持つ方への注意喚起が記載されている事 稀に塩素アレルギーの方がおられます。くしゃみや咳等の不 快な症状が出た場合、使用濃度を下げるか、ご使用をお控え ください。
- ・飲み込んだり目に入った場合の対処方法の標記 本品は飲用ではありません。目に入ったり誤って飲み込んだ 場合、流水で洗い流すか医師の診察を受けてください。
- ・薬機法・景品表示法 等の法令に違反しない標記である事
 - a 人体に関する使用・効果等を表記しない
 - b 上記を想像(誤認)させる表記をしない
 - c 確認(自社エビデンス)を持たない効果・効能をうたわない
- 2 粉末形態の薬剤の製品表示基準 (水溶液製品表示基準の他に)
 - ・必ず乾燥状態で保管する事の注意喚起(内包のシリカゲルを取り出さない等)
 - ・保管容器内部での湿気を持った場合の注意喚起(或いは、高濃度で液体化した場合の混ぜるな危険等の注意喚起)
 - ・高濃度で使用しない事への注意喚起、適切な還元方法の明確な標記
 - ・適切な還元倍率で溶解された水溶液に於ける有効塩素濃度と pH 値の標記及 び推奨使用期限の明記

D 販売規定

1 次亜塩素酸水溶液の製品販売基準 2 粉末形態の薬剤の表示基準

- ・自社の HP 及び印刷物、商品の掲示について薬機法・景品表示法 等の法令を 遵守し、次亜塩素酸水溶液に対する正しい知識を啓蒙すること。
- ・表記された安全性、効果効能に対して製造メーカー会員のエビデンスを確認 (もしくは独自エビデンス所有)していること。

※JFK 設立時 緊急に JFK に開示して頂いております有志各社のエビデンスは、2020/5/2 8の nite 発表から始まる一連の問題に対処する為の資料であり、会員共有の所有権、利用権はありません。

- ・仕入れた商品を無断でリパックや追加工しない。 リパックや商品名変更を行う場合は製造メーカー会員として各種基準の審査 が必要となります。
- ・各種商品表示について、販売側の都合で変更、加工をしない。
- ・消費期限の迫った商品に対する対応、処理について社内規定を定めること。

⑥ 空間噴霧適合規定

- A 有人環境下における噴霧 塩素濃度 100ppm 以下 pH5.0~6.5 を推奨 B 無人環境下における噴霧 塩素濃度 200ppm 以下 pH5.0~6.5 を推奨
- ※ 空間噴霧に関しては、噴霧空間の容積、換気排気条件、濃度阻害物質の量(有人 密度、阻害ガス等)噴霧量、(時間×噴霧器性能)により大きく変化することか ら有人下であれば使用中、使用後、無人下であれば使用後の噴霧環境下の気中 塩素ガス濃度濃度が 0.5ppm 以下を担保するものであること。

JFK 製品品質認証 付則

第一条 : JFK が次亜塩素酸水溶液として品質認証するものは

有効塩素濃度 500ppm 以下 pH 4.5 以上 7.0 未満のものとする

第二条 : 消費期限の表示

消費期限の表示については各社、自社データを保持したうえで期限設定を行うこと。

参考: 製造メーカー会員が整えておくべき資料

- ① 製品の SDS
- ② 原材料の SDS
- ③ 水溶液については原水の水質検査記録 (年1回程度)
- ④ 容器の不純物溶出検査記録
- ⑤ 容器の遮光性に対する検査記録
- ⑥ 測定器具の校正記録
- ⑦ 各種安全性データ
- ⑧ 各種効果効能試験テータ
- ⑨ 製品の保管状態における劣化データ